

# 特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 特許業務法人暁合同特許事務所 様 〒460-0008 日本国 愛知県名古屋市中区栄二丁目1番1号 日土地名 古屋ビル5階	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0;">(法施行規則第40条の2) [ P C T 規則43の2.1 ]</p>	
出願人又は代理人の書類記号 G290251SOAW	発送日 (日.月.年) <span style="float: right;">31.03.2020</span>	
国際出願番号 PCT/JP2020/001659	国際出願日 (日.月.年) 20.01.2020	優先日 (日.月.年) 12.03.2019
国際特許分類 ( I P C ) H01R 13/639(2006.01)i; H01R 13/64(2006.01)i FI: H01R13/639 Z; H01R13/64		
出願人 (氏名又は名称) 住友電装株式会社		

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の欠陥
- 第VIII欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 17.03.2020	権限のある職員（特許庁審査官） 鈴木 重幸 3T 9653 電話番号 03-3581-1101 内線 3368
--	-------------------------	---

## 第 I 欄

## 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

出願時の言語による国際出願

出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2.  この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3.  この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a.

出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b.

国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c.

国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))

紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見:

第V欄	新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明		
1. 見解			
新規性 (N)	請求項	2-6	有
	請求項	1	無
進歩性 (IS)	請求項	2-6	有
	請求項	1	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-6	有
	請求項		無
2. 文献及び説明:			
<p>文献1 : JP 2006-4901 A (住友電装株式会社) 05.01.2006(2006-01-05)                  段落0003-0020, 図2, 6                  &amp; US 2005/0260883 A1                  段落0005-0020, 図2, 6                  &amp; EP 1601063 A1                  &amp; CN 1700526 A</p> <p>文献2 : JP 2018-63795 A (株式会社オートネットワーク技術研究所, 住友電装株式会社, 住友電気工業株式会社) 19.04.2018(2018-04-19)                  図6                  &amp; US 2019/0312388 A1                  図6                  &amp; WO 2018/070203 A1                  &amp; CN 109845047 A</p> <p>文献3 : JP 2013-257368 A (古河電気工業株式会社, 古河A S株式会社) 26.12.2013(2013-12-26)                  段落0129-0162, 図10                  (ファミリーなし)</p> <p>請求項1に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1より新規性および進歩性を有しない。文献1には、基板(K)に固定される基板側ハウジング(11)と、前記基板側ハウジング(11)に保持された基板端子(12)と、電線(W)の端末に接続された電線側ハウジング(21)と、前記電線側ハウジング(21)に保持された電線端子(30)と、前記基板端子(12)と前記電線端子(30)とを電気的に接続された状態に保持する保持部材(40)と、を備え、前記保持部材(40)は、前記基板側ハウジングと前記電線側ハウジングとに固定されており、前記保持部材(40)は、前記基板側ハウジング(11)および前記電線側ハウジング(21)よりも強度が低く形成されているコネクタが記載されている。</p> <p>請求項2-6に係る発明は、国際調査報告で引用された何れの文献にも開示されておらず、新規性および進歩性を有する。特に、保持部材が、電線側ハウジングに設けられた第2ロック部に固定される第2被ロック部を有し、第2被ロック部は、第2ロック部よりも強度が低く形成されている構成は、何れの文献にも開示されておらず、当業者が容易に想到できたものでもない。</p>			